

第3回 平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会 次 第

日 時：平成 26 年 3 月 6 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：都道府県会館 101 大会議室

1 開 会

2 挨拶 消防庁次長

3 議 題

- (1) 各検討事項の報告
- (2) 報告書（案）について
- (3) その他

4 閉 会

【配布資料】

資料 1	平成 25 年度第 3 回救急業務のあり方に関する検討会 資料
資料 2	平成 25 年度 救急業務のあり方に関する検討会報告書（案）
資料 3	救急業務に携わる職員の教育指針（案）
資料 4	通信指令員の救急に係る教育テキスト（案）
資料 5	「消防と医療の連携」及び「ICT を活用した救急業務の高度化」 について（通知）（平成 25 年 12 月 20 日消防救第 213 号）

平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

(開催)

第 1 条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第 2 条 今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的とする。

(検討会)

第 3 条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

(作業部会)

第 4 条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(構成員の任期)

第 5 条 構成員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとするが延長を妨げないものとする。

(運営)

第 6 条 検討会及び作業部会の運営は、救急企画室が行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。

平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会 構成員

(五十音順)

- 阿 真 京 子 (『知ろう！小児医療 守ろう！子ども達』の会代表)
- 有 賀 徹 (昭和大学病院 病院長)
- 有 賀 雄一郎 (東京消防庁次長兼救急部長事務取扱)
- 石 井 正 三 (日本医師会常任理事)
- 大 島 光 由 (札幌市消防局警防部長)
- 酒 井 昭 孝 (山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局
危機管理課消防救急主幹)
- 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部教授)
- 佐 藤 雄一郎 (東京学芸大学社会科学講座准教授)
- 島 崎 修 次 (国土舘大学大学院救急システム研究科長)
- 鈴 川 正 之 (自治医科大学救急医学講座教授)
- 高 城 亮 (奈良県医療政策部長)
- 二 宗 伸 介 (大阪市消防局救急部長)
- 山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)
- 山 本 保 博 (東京臨海病院 病院長)
- 横 田 順一朗 (市立堺病院 副院長)
- 横 田 裕 行 (日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授)
- オブザーバー
- 梶 尾 雅 宏 (厚生労働省医政局指導課長)